

子ども・子育て支援法により特定教育・保育施設の確認変更手続きが定められている場合の一覧

	変更事項	申請書類	根拠法令	手続すべき時期
事前 手続	1 利用定員の増加	(1) 特定教育・保育施設等確認変更申請書 (様式第13号) (2) 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (4) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第32条第1項	あらかじめ変更予定日までに
	2 利用定員の減少	(1) 特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2) 変更に関する書類（定款，登記事項証明書，図面等） (3) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第35条第2項	あらかじめ減少の日の3月前までに
事後 手続	3 施設の名称及び設置の場所	(1) 特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2) 誓約書 (特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長の変更に伴う届出の場合) (3) 変更に関する書類（定款，登記事項証明書，図面等） (4) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第35条第1項	変更があった日から10日以内
	4 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名，生年月日，住所及び職名			
	5 設置者の定款，寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）※			
	6 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要			
	7 施設の管理者の氏名，生年月日及び住所			
	8 運営規程			
	9 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項			
	10 役員の氏名，生年月日及び住所			

※項番5に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については，芦屋市長がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は届出は不要ですが，変更となった旨を芦屋市の担当課までご連絡ください。